

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第27号 押印を求める手続の見直しのための関係条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第3 議案第28号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第4 議案第29号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第5 議案第30号 北方町いじめ防止対策推進条例制定について (町長提出)
- 第6 議案第31号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第7 議案第32号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第8 議案第33号 工事請負契約の締結について (町長提出)
- 第9 議案第34号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	臼井誠	都市環境課長	山田潤
教育次長兼課長	宮部寿	総務危機管理課 総括管理監	奥村英人
政策財政課長	浅野浩一	税務課長	木野村和明

住民保険課長	高 崎 健 一	福祉子ども課長	木野村 英 俊
福祉子ども課 総括管理監	林 賢 二	健康推進課長	鳥 本 裕 子
上下水道課長心得	北 中 龍 一	会 計 室 長	横 田 紀 彦
教育委員会 事務局 長	郷 展 子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小 島 伸 也	議 会 書 記	高 崎 明 美
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第4回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番 井野勝巳君及び1番 石井伸弘君を指名します。

日程第2 議案第27号

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第27号 押印を求める手続の見直しのための関係条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第28号

○議長（鈴木浩之君） 日程第3、議案第28号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第29号

○議長（鈴木浩之君） 日程第4、議案第29号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第30号

○議長（鈴木浩之君） 日程第5、議案第30号 北方町いじめ防止対策推進条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 何点かお尋ねしたいんですけれども、取りあえずまず最初に、この条例に関しまして、もともと国のほうで同様の名称の法律が2013年ですかね、平成25年だったと思いますけど、につくられております。それから8年ほどたっているんですが、今回このような条例を出されたのは、特に今、北方でいじめの問題が特別な問題になっているというような事情があるのか、それとも条例をつくらなければ対応できないような状況というのは、何か考えておられて今回条例を提案されたのか、その経過についてお教えいただきたいと思います。

○議長（鈴木浩之君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 国の推進法が出されて、町としても、そこに必要な組織は調査委員会を含め、連携協議会等を含め、お医者さんであるとか、弁護士だとか、体制は整えて対応してまいりましたが、2年前に岐阜市で重大事件が起きまして、岐阜市がそのまとめをしていく上で、やはりもう一度、地域全体でこのいじめに取り組むことは大事であるということが再確認されまして、岐阜市が呼びかけて、岐阜県内の各市町村がその取組を一緒にやっという事で、改めて学校だけではなく、それぞれの立場でこのことを意識することが大事ということで、このタイミングで条例を制定するというような流れでございます。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） ということは、岐阜市から呼びかけられて出されるということですね。それだけですね。特にそれ以外ないですね。

続いて、条例の中身についてちょっと幾つかお尋ねしたいというふうに思っております。

まず、この条例の第10条の第5号及び6号ですね。5号で被害児童・生徒及び第13条第2項の規定によりいじめについて相談した児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を確保するとともに、いじめが解決するまで当該被害児童・生徒及び当該児童・生徒に支援を講ずること、支援を講ずるといふふうになっていますね。

6号のほうで、加害児童・生徒に対し、いじめが人格を傷つけ、生命及び身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、かつ自らが行ったいじめの責任を自覚することができるよう指導し、必要に応じ、学校教育法令第11条に規定する懲戒を行うこと。指導と懲戒というふうに加害児童・生徒に対しては行っております。

同様のことが、実は17条でも同じようなことが述べられております。17条の第2項5号ですかね、被害児童・生徒及びその保護者の支援並びに加害児童・生徒への指導及びその保護者への助言、こういうような内容ですね。

それに関して、また9条でも似たような文言が出てきます。9条の4号において、同じようなことが出てくるわけですが、この中で何度か用いられているんですけども、被害に遭った児童・生徒に対する支援、それから加害児童・生徒に対しては指導あるいは懲戒、こういうようなことが述べられておるわけですが、もちろんこういうことは緊急避難的な措置として必要なことであります。しかし、あくまでもそのまま、それで指導し続けるというのはおかしいじゃないかと、そうじゃなくて、やはり加害児童・生徒になぜそういうことをするのかということ、心の中の問題を解決してやらないと問題の本質的な解決にはなかなか至りません。

こうした加害児童・生徒に対しても支援が必要ではないかと思うんですが、加害児童・生徒及びその保護者に対しても適切な支援を行うことを入れるべきではないかなと思いますけれども、その点どう考えられますでしょうか。

○議長（鈴木浩之君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 17条に示してありますのは、それぞれ教育委員会、学校、それから連携協議会のそれぞれの立場で、それぞれの事案に応じてそういったことを考えていくということですが、当然、被害者だけではなく、加害者に対してその理由を考える、またそのいろんな意味で支援も含めてきちっとやっていくということはやっていくつもりでございますし、ここのところの理念とか、いろんなところにそのことはきちっと明記されていると思います。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 理念というのは、この趣旨のことをおっしゃっているんですかね、その辺ちょっとよく分かりませんが、私が見る限りでは、そういう観点というのは見つからなかったもので、今質問させていただきました。

もう一つ、この条例の中で、やはりこういういじめの問題というのは、集団的な構造にやっばり問題があると。特によく言われているのが、観衆になったり傍観者になったりしている児童・生徒があるわけですね。こういう子供たちの中で、こういう生徒に働きかけること、そういう子供たちが見て見ぬふりをやめて、見て見ぬふりからやめるように言えたり、そしていじめをやられ

ている子供たちに寄り添って支える役割をしたりする、そういう子供たちに、こういう観衆や傍観者になっている子供たちがそういう役割を果たすことがいじめを減らしていく、そういう意味で大きな役割を果たすと思うんです。

この条例というのは、そもそもいじめの問題点がどこにあるのか分析し、集団をいじめの起きにくいものに変えていくという視点が欠けていると思いますけれども、その点どのように考えておられるでしょうか。

○議長（鈴木浩之君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） この条例の至るところ、理念といいますと、そここのところに一人一人の命の大切さを理解し、互いを思いやるとともに子供の声を聞き、誰一人殺させない、そういった意識をとすることはいろんなところに書いてあって、先ほどの加害者、当然被害者、両方ともそのことを理解するということが大前提なので、いろんなところに書いてありますけれども、特に第13条に児童・生徒の役割ということが書いてありまして、いじめを見つけたときやいじめが行われている疑いがあると思うときは、面白がったりして見る者もいるという傍観者という言葉も含めまして、相談するように努めるものとするというふうに、全く傍観者であったりとか、先ほど議員の御指摘があったことに関して、周りの児童・生徒にも役割をはっきりさせて全体でいじめをなくすということが13条で明記をされていて、さらに13条はあえて子供に分かりやすい表現にしてあるということで、そういったことも十分含まれている条例だというふうに考えております。

○議長（鈴木浩之君） ごめんなさい、三浦議員、今、3回質疑されたんで、別な内容ならよろしいけど。

今言われた以外の条項のところならいいですよ。

じゃあ、三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 第12条に関してお尋ねします。

この12条1号で、子供の教育について第一義的責任を有し、自らの保護する児童・生徒に対しいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めること。

それから2は、その保護する児童・生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童・生徒をいじめから保護し、町立学校もしくは町立学校の教職員、教育委員会または町に相談すること。当該児童・生徒から他の児童・生徒がいじめを受けている等の相談があった場合も同様とする。

3. 町教育委員会及び町立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること。こういうような条項があるわけです。

この12条は法律では9条に相当する、9条で同じことが書かれております、法律の中で。このように法律でたとえ努力義務とはいえ、親の教育に対するいろんな義務を課していると、この辺は少し問題じゃないかというふうに私は思います。

法案では、学校の家庭教育に対して法律で何々しなさいと、こういうような義務を課するという

のはおかしいんじゃないかと、こういうような意見もあって、法案はこの9条の中で、この3つの条項を述べた後に第4の条項があって、このように述べています。

第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、つまり家庭教育に対して介入するような、こういうようにしなさいというようなことを要求するようなそういうものと解しては駄目だというふうに言っています。

また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならないと、こういうような項目をつけ加えてあります。

つまりこのことによって、いじめがあったのを親の責任だというような考え方を持てはいけないということを第4項で法令のほうでは述べています。

ところが、この町の条例では、その第4項はありません。その辺どのように考えておられますでしょうか。

○議長（鈴木浩之君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） この条例は、町を挙げて、保護者であるとか学校、教職員であるとか、それぞれの役割を示したものであって、当然国の推進法も生きているので、国の推進法は、全てそれに加えてさらに書くというものでございますので、この条例については全く家庭での教育について指示をするということも、意図もありませんし、いじめをそれぞれの立場でなくすよう努めていきたいと思いますという、そういった考えを書いたものでございますので、そのように理解していただけたらと思います。

○議長（鈴木浩之君） そのほか、質疑ありますか。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） この条例については、岐阜市のほうで子供が亡くなったということで、早川教育長が本当に親との面談を60回繰り広げて、その対応に当たられて、近隣市町でこういった協定を結ぶ中で事務協定を今回出してきたと思うんですけど、私はこれは非常にいい条例を出してくれたなというふうに考えております。

それで15条等にも、毎月3日にはこういった会合を持つという話をしておりますので、このように自然にこういったいじめに対する認識というものを掲げて、徐々になくなっていけばいいかなど。

だけど、今の子供というのはどうしても発達していくためには、親の言うことも聞かないような時代もありますので、そういった中をどう過ごしていくかという問題ではないかというふうに思っております。

この中で、一番気になるのは、結局自殺とか、いろいろ何かしたときにじゃあどう対応していくのかという中で、第三者委員会というのがこの中には見られないわけですね。組織的という言葉が7条の2項にあります。

それから、19条の2項にも、当該重大事件の調査を開始するものとするということで、調査を開始するというのは、これは第三者委員会を設置するのか、教育委員会等、先生の中でやるのか

ということですが、一応これ第三者委員会も、本当は設置をして対応に当たらなければ、重大事件が起きたときにはどうかなという思いがあるんですが、その点ちょっとお願いします。

○議長（鈴木浩之君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 第三者委員会という名前を一般的にはこの場では、法律的には使いませんので、今、御指摘がありましたのは、第18条のいじめ問題調査委員会というものが全く教育委員会から切り離されて、町でいじめ問題調査委員会を開くということで、これは町長部局のほうで開くということでありまして、これがいわゆる第三者機関でございます。

○議長（鈴木浩之君） よろしいですか。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） では、この18条の北方町のいじめ問題調査委員会というのは、第三者委員会に置き換えてもいいということ、そういう意味合いでいいですか。

了解。終わります。

○議長（鈴木浩之君） そのほか、質疑ありますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第31号

○議長（鈴木浩之君） 日程第6、議案第31号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第32号

○議長（鈴木浩之君） 日程第7、議案第32号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第33号

○議長（鈴木浩之君） 日程第8、議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 1点お聞きしておきます。

今回この工事は、南小学校のトイレの改修工事というふうに伺っております。

トイレの改修、どんどん進んでいるわけですけれども、あと北方中学校及び北方小学校の西側の棟の3階の部分の小学校が使用する部分のトイレが残っているわけですが、この辺、今後どういうふうに考えて、やっておられるでしょうか。その点お伺いします。

○議長（鈴木浩之君） 郷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（郷 展子君） 北方中学校のトイレについても、令和2年度の3月の補正予算のほうで予算化させていただいております。今年度に繰越ししまして、もう既に中学校については、5月27日の日に契約のほうは済ませております。工事は7月から予定されております。

北舎についても、この3月の補正予算のほうで見えてありますので、令和4年の2月か3月ぐらいに工事のほうをさせていただこうと今計画を立てています。

○議長（鈴木浩之君） そのほかよろしいですか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第34号

○議長（鈴木浩之君） 日程第9、議案第34号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） それでは、予算書7ページであります、商工費であります。

105の発展灯の補助金について、30万計上されておりますが、ちょっとお尋ねをしていきたいなと思っています。

前回の精読で俵町地区内に発展灯のLEDですか、これをLED化するというような御説明をいただいたわけでありましたが、エネルギー、CO₂、それから環境面、それから何と云ってもコスト削減につながる政策ということで、大変評価するものであります、今回の予算計上、本来であれば当初予算のほうで1年間しっかりじっくり練っていただいて、当初予算で上げられるのが適切だと私は思っておりますが、年度始まってすぐのこの補正というのはどうなのかということで、1点、なぜこれ補正で上げられたのかということをお聞きしたいと思えます。

2点目にこの発展灯は一体、今度の切替え、チェンジをするものが何基あるのか。俵町のほうは既存型の発展灯で丸型のあるどんのかさがついた、本当に豪華な発展灯であります、今回は電球を変えられるのみなのか、それともかさもそっくり外してLED照明器具を取り付けられるのか含めて、どういう形になるのかということをお聞きしていきたい。

それから3点目、今年度の予算でこの発展灯の維持費というんですか、電気代2分の1ですね、これ40万上がっておるんですが、前年までずっとこれ100万ずつ計上されておるわけですね。それが今回40万になったということは多分、私の推察では数年前の駒来町とか栄町のLED化によって電気料金のほうもかなり減額になったのではないかとということで40万の計上ではあろうかと思えます。それで今回、何十基あるか分かりませんが、どの程度見込みがあるのかということをお聞きします。

それから4点目に、今回の切替えで残りの発展灯、LED化、あと何灯ぐらい残るのか。今後の見通しもお聞きをしたいと思えます。

最後になりますが、揺り籠から墓場までということで北方の商店街、かつては全てのものがそろったという百貨店の商店街という形態であったわけですが、栄枯盛衰というか、昔日のにぎわいというのは今ちょっと見ることはできないわけですが、今後の発展灯の在り方についてお考えをお聞きしたいと思えます。

以上、5点お願いしたいと思えます。

○議長（鈴木浩之君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） それでは、発展灯に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、当初予算ではなくて、なぜ補正予算かという御質問でございますが、今回の発展灯の改

修工事に関しましては、自治会から内々に相談を受けたのが年度末、3月の末になってからというタイミングでございました。そして実際の補助金の申請は4月に入ってからというタイミングでございました。

議員御指摘のように、当初予算で金額を見込んで上げるべきところでございますが、そのタイミングがなかったということ、またこの発展灯の補助に関しましては、電気代の町の負担もあることから、今回補正予算でなるべく早く工事を実行していただき、その後の電気代の負担も考えて、早めに工事の施工をお願いしたいという意図で、今回補正予算をお願いしているものでございます。

今回、また俵町の灯数ですとか形式についてでございますが、全部の灯数、18灯変更するというふうに聞いております。

その工事内容ですが、議員御指摘のように丸いあんどん型の様式これはそのまま生かしまして、頭部のみ、電球のみをLEDのほうに替えると、それに必要な配線の一部工事ということもあるというふうに聞いておりますが、そこを含めての変更工事というふうに聞いております。

電気代の削減の見込みということでございますが、これはいろんな発展会の契約状況と、あと多少大きさがワット数とかが違うことがあるというようなことで、一概には申し上げにくいんですが、一般的に同程度の明るさの水銀灯をLED化しますと約8割電気代が削減できるというふうに聞いております。

また、近年、電気代のほうが燃料の調整費とか、こういったものが多少前後しておりますが、令和2年の実績から申し上げますと、従来型の電灯は、1か所につき月約1,200円程度かかっておりますが、LEDに直した場合には月約250円程度というふうに削減されるというふうになっております。

また、どれぐらい今水銀灯、従来型が残っておるかということなんですが、これは実は各8つの町に発展会が存在しておるわけなんですが、順次、各自治会さんのほうで変更は行ってきておられまして、今回俵町さんのほうが工事を完成させられますと、全ての水銀灯がLED化になるということでもあります。

そして、将来的な補助金の在り方についてということでございますが、現在、発展会が8つあると申し上げましたが、その管理自体が発展会という組織だけではなくて、直接自治会が行っていたりということがありまして、本来のこの補助金の目的は、商店街活動の積極的な推進というふうになっております。

この意義が確かに薄れてきておるかなというところも否めないかとは思いますが、町といたしましては、それぞれの発展会の現状、意向等、これも全て統一しているわけでもありませんもので、直ちに町の意向で廃止ということは考えていないわけですが、将来的には、例えば発展灯を廃止して、いわゆる町の防犯灯、街路灯のほうに切り替えるというようなこともあり得るかというふうには考えております。

ただし、その際には当然ながら、防犯灯の設置基準、50メートルに1つとかいうようなほかの

防犯灯との兼ね合い、こういったものが必要になってくる。また、取替え修繕する際には、防犯灯、今、俵町もそうですが、ちょっと形がいいもの、しゃれたものというふうな頭部をほかのものと同等の器具にしないと不公平ではないかという意見、また電気の設置数を減らすにしても、例えば既存のポールを撤去しなきゃならないとか、その改修の費用をどこが負担するのかとか、ちょっと考えなければならぬ問題等もございますので、これに関しましては、今後、各発展会さんのほうとの協議をさせていただきまして、今後の在り方というのを、町だけではなくて相談させていただきながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） 安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） しっかり答弁していただいたところでありますが、一昨晚、私、大井神社のほうから俵町まで、そしてまた栄町を含めて、自転車に乗りながらちょっと夜、散歩しながら見てきました。

駒来町は既にLED化をされておって、本当にLED特有の大変明るい、それからまたイメージ的には白っぽいというか、白熱灯とか蛍光灯と比べるとちょっとあつたかみがないわけですが、とにかく明るい、野球のキャッチボールができるぐらいの明るさというものを今感じてきたばかりであります。今までの従来の、ポールの上に今までのかさを全部取っ払って、駒来町ですね、LEDのこれぐらいのベント型の照明器具がついてあるという、本当にシンプルなものになっておったということで、これを見る限り、今までのような豪華けんらん、デコレーションとは言いませんが、今までの従来の発展灯と比べると、本当に私は防犯灯ではないかなというふうに錯覚するぐらいを思いました。ただ、ポールの上に照明器具が載っておるということなんです。

先ほどもちょっとお話に出ましたように、発展灯と共に発展会というのが、今、戸羽町のほうもお聞きしましたら10年ほど前に解散、駒来町も解散等ということで、それで今、電気料金の捻出を自治会の方とお話をさせていただいて、何とか自治会のほうで今面倒を見ていただいているという現状だというふうに思っています。

俵町、そのほかの町については、栄町については私はちょっと聞いておりませんので分かりませんが、よその自治会もそんな感じで多分自治会のほうが負担をしておいでになるというふうに今思っておるわけがあります。

ですから、先ほども商店街の栄枯盛衰の話もさせていただきましたが、発展灯を取り巻くこの商業の環境というのは、著しく大変化をしてきておるわけでありまして、今日、明日ということではなくて、今後の発展灯の在り方というものも、行政が勝手に進めるわけにはいきませんので、しっかりやっぱり地域住民の皆さんと丁寧にお話をさせていただいて、ある程度の方向性を今後見だしていただきたいなということで、以上終わりたいと思います。お願いします。

○議長（鈴木浩之君） そのほか質疑ありますか。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 私は、今度のプレミアム商品券の8ページでちょっとお聞きをしたいと

思います。

前は、この形の中でやっていただく中で水道料金等の減免も入れたんですが、今度はこの券だけで、ほかの手当はないと、やらないということですか、ちょっと1点。

○議長（鈴木浩之君）　ちょっと休憩します。

休憩　午前10時05分

再開　午前10時05分

○議長（鈴木浩之君）　再開します。

○10番（井野勝巳君）　今はプレミアムでこの金額が上がってきているわけですがけれども、先ほども載っていないということでは申しましたが、前回そういった形でありまして、ある議員はゴミ袋でも配ったらどうかという提案もされておったわけですがけれども、今回はそういったものは提案されていないということをお聞きをしたわけですがけれども、まだこのプレミアム、北方町は5,000円を出して1万円に換金するという制度かと受け止めております。それは間違いないですか。

今度、本巢市のほうで小一週間前に出たのは、5,000円の核家族、4人家族なら2万円を贈るという形の中で商品券を作っておるわけですがけれども、これ非常に私、見たときに、これいいなあと、手間もかからんし銀行へ行くことも要らんということで、同じ5,000円を増やすだけですから、自分の5,000円を出して1万円にするということは、要は5,000円の助成をしてもらうということに変わりはないわけですから、そうして見ると、このプレミアムに替えることによって、この委託料から販売手数料、換金手数料と、販売店がやると大体約500万、四百九十何万という金額がここで必要になるわけです。そういったことも不必要になるということで、印刷製本費はしゃあないと思う、要るかと思えますけれども。かなりの削減ができるという中で、できたら、住民においても手間のかからん、銀行へ行って、混雑するところへ行かなくてもいいような制度に切り替えたらどうかと思うんですが、それはできませんかね。

○議長（鈴木浩之君）　浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君）　プレミアム商品券に関しましてでございますが、まず今回5,000円で1万円のプレミアム商品券というふうにさせていただきましたのは、まず経済的な波及効果という部分がございます。5,000円で1万円分の消費喚起を図りたいということで、これは事業者の皆さんへの効果という部分を考えてのことでございます。

おっしゃられますように、5,000円をそのまま配付するという方法もございますが、これは換金する委託料という点では、銀行さんとかで事業者の方が換金する必要というのはございますので、そちらのほうの費用という部分はどうしても発生してくることであります。

また、商品券をどのように配付するかというようなこともあるんですが、5,000円をそのままお配りするわけにはいきませんもので、金券を郵送するとなると現金書留とか、そういったことになってきます。

そこで、実際には北方町の場合には、各金融機関での商品券の販売という形で委託をさせていただいたわけですが、この辺りは使われる方、また事業者に関しましても利便性を図りたいと、例えば役場だけで販売したり換金の受付をしたりすることになりますと、その部分の利便性が損なわれてしまう。ひいては商品券自体の販売自体が減ってしまつては効果が薄れるといったこともありまして、昨年同様の事業を行わせていただいておりますが、大きな混乱もなく行わせていただいたという部分もあります。そういったものを生かしまして、今回制度設計をさせていただいたということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） 確かに5,000円を配って5,000円を使うというだけのことを、1万円にしておけば、1万円を使ってくれるんで経済効果は上がるわな、これは。だけど、本巢市においては、町内で使えるという券らしいですけども。この間の1,000円券と500円券の1万のうち、5,000円分ですか、2枠に分けたのも、量販店という使い分けをしなければならないということで、非常に僕自身も使い勝手が悪かったですし、こういったことも人からも聞いておるわけですけども、それでもそういった経済効果を狙うということであれば、どこの商店でも使えるというような形の中で縛りを外すということをもう一遍聞きます。

○議長（鈴木浩之君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） おっしゃられることも非常によく理解できるところもあるんですけども、そもそもこの商品券を発行させていただく部分には、議会の冒頭にも申し上げましたけれども、町民の元気、そして疲弊した商店街の売上げと、そういった両面を考えますと、今言われるように5,000円の配付に関しましては本巢市と同等でありますけれども、これを倍にすることによって、やっぱり町内でそれを使用していただくと、そういう部分も含めておりますので、これはあくまでやっぱり考え方の相違という部分になってくるのかと思いますけれども、この商品券を発行することによって、コロナ禍の後の元気を出そうと、そういう部分でこの施策を取り入れさせていただきますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

自治体が違いますし、また商店環境も全然違いますので、本巢がこうだから北方町もそうせよという理論はちょっと違うのかなというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木浩之君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） 町長からも答弁いただきましたけれども、確かに5,000円であるのか1万円にするのかと言ったら、それは商店街にしてもそれだけ使うということですから、5,000円をいやでも出して、ましてや二、三か月の期限でありますから、期限内に使わなきゃならんという、そういうことですね。

これ、何月から発行されるか分からんけど、年度内に使ってしまうなさい、でしょう。そうすると、いやでも、それだけの個人の持ち出しをするということで、つながってくるわけですし、それは町長があなたの考えでやるというんだからしゃあないけれども、だけど住民にとっては本

当に、どちらが利便性があるかといったら、5,000円送ってくれたほうがよっぽど助かると思いますよ。よく考えておいてください。

○議長（鈴木浩之君） そのほかありますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（鈴木浩之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

第3日は11日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。大変御苦労さまでした。

散会 午前10時13分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年6月10日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 井 野 勝 己

署 名 議 員 石 井 伸 弘